

# 知財情報局

7月号

## 改正著作権法成立、違法コンテンツと知ってのダウンロードも違法に

インターネット時代への対応をめざした改正著作権法が、6月12日の参議院本会議で全会一致で可決、成立した。2010年1月1日から施行される。

今回の法改正は、「日本のインターネット事業の海外に比べての遅れ」「違法配信からの複製が正規事業を上回る規模」「障害者の情報格差拡大」などの問題解決のためには、著作権をめぐる早急な環境整備が必要とおこなわれたもので、過去最大規模の改正となる。(※)

(※)の続き

デジタルコンテンツの流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題解決を図る目的などで、以下のような内容が盛り込まれた。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化のため、権利者の許諾なく以下の行為を行えるようにする。
  - ・ ネット情報検索サービスを実施するための複製
  - ・ 過去の放送番組等のネット二次利用の際に権利者所在不明等の場合の複製
  - ・ 国立国会図書館における所蔵資料の電子化
  - ・ その他、ネット販売での美術品画像掲載、情報研究のための複製等
2. 違法な著作物の流通防止のため以下の措置を講じる。
  - ・ ネット販売等で海賊版と承知で行う販売申出は権利侵害(罰則あり)
  - ・ 違法なネット配信による音楽・映像を違法と知って複製することは私的使用目的でも権利侵害(罰則なし)
3. 障害者の情報利用機会確保のため、権利者に無許諾でおこなえる範囲を拡大する。
  - ・ 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大
  - ・ 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に
  - ・ 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に

なお、日本版フェアユース規定の導入や、私的録音録画補償金制度の見直し、著作権保護期間の延長問題などの課題は、今回の改正には含まれておらず、今後の検討課題として残された。

### ラムバスに対する反トラスト法提訴

#### FTCがすべて取り下げ

米連邦取引委員会(FTC)は5月14日、米ラムバスがDRAMの標準規格策定で詐欺的行為を働いたとして反トラスト法(独占禁止法)違反で提訴していた訴訟をすべて取り下げたと発表した。これにより、2002年から続いていたラムバスとFTCの係争は決着したことになる。

FTCは、ラムバスが標準化団体であるJEDECのDRAM規格策定に参加していながら、自社の特許情報を隠し、後にDRAMメーカーから高額の特許ライセンス料を得たとして、反トラスト法違反で告発していた。

しかし、ラムバスはJEDECの規定に反する行為はおこなっていないと主張。米連邦巡回控訴裁(CAFC)も2008年4月、「FTCは、ラムバスの行為による違法な市場独占を証明していない」として、ラムバスを支持する判決を下し、連邦最高裁も2009年2月、FTCの上告を棄却していた。

今回のFTCの決定は、この最高裁判断に従ったもので、ラムバスによると、FTCはこれ以上の継続は公共の利益にならないとして断念したとしている。

### ITC、テセラのパッケージ特許に関して

#### クアルコムなどの侵害を認める最終決定

半導体パッケージ技術の米テセラは5月20日、同社のパッケージ関連特許が侵害されたとして、クアルコムやモトローラなど携帯電話関連企業7社に対する輸入・販売差止めなどを求めていた件で、米国際貿易委員会(ITC)が、テセラ特許の有効性と侵害事実を認める最終決定を下したと発表した。

テセラが訴えていたのは、米国のQualcomm, Inc.、Motorola, Inc.、

Freescal Semiconductor, Inc.、Spansion, Inc.、Spansion, LLC、カナダのATI Technologies, Inc.、伊仏合弁のST Microelectronics N.V. の7社で、テセラはこれらの企業の製品が、テセラの2件の米国特許6,433,419と5,852,326を侵害していると主張していた。

これら2件の特許について、提訴された7社は無効を主張し、米国特許商標庁(USPTO)に対して再審査を請求していた。このうち5852326に関しては、2008年8月にUSPTOが拒絶査定を出し、ITCは、これを受けて2008年12月には特許侵害を認めないとの判断を一度下していたが、今回のITCの最終決定は、その判断を覆したことになる。

クアルコムは同日、この決定を不服とするコメントを発表し、USPTOのテセラ特許を無効とするプロセスは依然進行中と述べているが、米国内のチップユーザに対する差止めの影響をさけるため、すでに、テセラのライセンスを当面保有しているアムコア(Amcor)封じのチップに切り替えていると述べている。

なお、このITC最終決定後、テセラとモトローラは6月2日に特許ライセンス契約を結び、両社間のすべての訴訟を解決したと発表している。

### 双葉社「クレヨンしんちゃん」中国商標問題

#### 行政訴訟では敗訴、著作権侵害訴訟は再審開始

双葉社は5月19日、中国での「クレヨンしんちゃん」商標問題の経緯を報告し、第三者による登録商標の無効取消しを求めた審決取消訴訟(行政訴訟)については、最高人民法院が2008年12月9日付けで、同社の訴えを棄却したと発表した。著作権侵害訴訟(民事訴訟)については、同社の再審請求が認められ、上海市高级人民法院で審理中としている。

双葉社は、クレヨンしんちゃんに関して、日本では1994年に商標登録し、台湾では1995年には中国語表記の「蠟筆小新」を商標登録して、キャラクターグッズなどのビジネスを展開していたが、中国では商標登録出願を行っていなかった。ところが、中国では、双葉社とは無関係な上海恩嘉経貿発展有限公司等(恩嘉公司等)が1997年に「蠟筆小新」の商標登録を行ったため、2004年に双葉社からライセンスを受けた上海企業が、キャラクターグッズ販売を開始したところ商標権侵害で撤去されるという事態となった。

このため、双葉社は2004年8月、恩嘉公司等所有の商標に関して、著作権侵害を主張して上海市第一中级人民法院に提訴。仮処分では著作権侵害と製造、販売差止めが認められたが、本訴では一審、二審ともに不受理となり、最高人民法院への再審請求を行っていた。最高人民法院は2008年11月6日、同社の主張を認め上海市高级人民法院へ審理を差し戻す最終判断を下し、現在、上海市高级人民法院での再審が開始されているとしている。

一方、双葉社は2005年1月、国家工商行政管理总局商標評審委員会に恩嘉公司等の商標登録取消しを求める無効審判を請求したが、商標評審委員会、北京市第一中级人民法院では、ともに無効審判請求が商標登録日から5年以上経過しているとして認められなかった。その後、北京市高级人民法院では、5年の除斥期間の起算日は、規定が設けられた現在の商標法施行日(2001年12月1日)とし、商標登録行為の悪意性も認められたが原審は覆せず、再審請求した最高人民法院でも、2008年12月9日付けで行政訴訟の終局判断が下され、訴えが棄却されたとしている。

双葉社は、「残念ながら、行政訴訟では敗北し、第三者所有の商標は無効とならなかったが、民事訴訟では、ようやく審理の場が与えられ、この結果が商標権の今後の存否に大きな影響を与えると考えている」として、「著作権を侵害している図形商標がなんら関係のない他人の所有権として認められていることは何としても取り消したい」と、最後まで全力で当該の著作権侵害訴訟に取り組むとしている。

## グーグルブック検索

### 日本流通書籍は絶版扱いせず、全米作家協会説明

グーグルブック検索をめぐる米国の著作権侵害集団訴訟の和解案が日本などにもおよぶ問題に関して、原告の全米作家協会や全米出版協会が5月25日から27日にかけて来日。日本文芸家協会など著作権者団体や文化庁著作権課などと会談、和解案の内容の詳細な説明をおこなった。

和解案では、絶版書籍は米グーグルが全文をネット上で公開できるが、その「絶版」の判断基準が、米国での流通の有無で判断されるとの懸念から、日本の作家や出版者団体で、和解案への反発や拒絶が広がっていた。

しかし、来日した原告側メンバーは、「日本のオンライン書店や日本書籍出版協会などから情報提供があった刊行中の書籍は除外する」と明言したといわれる。

この説明を受けて、日本文芸家協会の三田誠広副理事長は27日、「絶版の定義は明確になった」として、和解案を高く評価、会員に対しておこなっていた「グーグルに対するデータ削除要求の呼びかけ」を撤回する方針を表明した。

## 国内のテレビ番組を無許可で海外配信

### 著作権法違反容疑で逮捕

海外に住む日本人向けに、国内のテレビ番組を無断でインターネットで配信したとして、警視庁ハイテク犯罪対策総合センターなどは5月29日までに、著作権法違反容疑で、ジェーネットワークサービスインターナショナル (J Network Service International) の社長守谷和真容疑者と社員の女性容疑者の2人を逮捕した。

2人は、フジテレビが2月18日と19日に放送した番組「ごきげんよう」を無許諾でサーバーに複製して保存し、インターネットを通じてユーザーが視聴できるようにした疑いがもたれている。

同社はタイのバンコクに本社を置き、海外の日本人向けフリーペーパーなどで「月額5000円で、NHKや民放各社の番組が視聴でき、1月前の番組までダウンロード可能」と宣伝。オプションの衛星放送も含め、計16社の21チャンネルの番組が視聴できるサービスを提供していた。同社の会員数は51カ国で約5000人。88台のサーバーを市原市と大阪府寝屋川市のアパートや住宅に設置していた。

## サイオンとインテル和解、Netbookの商標問題解決

カナダのサイオン・テクノロジー (Psion Teklogix) は6月1日、米インテルとの間で争っていた「Netbook」の商標問題に関して、和解の合意に達したと発表した。

サイオンは、モバイル端末やソリューションを手がけており、米国、カナダ、欧州などで「Netbook」の商標を保有。自社で「Psion netbook」という製品を販売したこともあったが、2003年には販売を終了していた。しかし、最近、いわゆる5万円ノートPCの名称としてNetbookが使われだしてから、そのメーカーや広告サイトなどに「Netbookは自社商標」と主張して、その使用中止を求める警告を發し、NetbookにCPU (Atom) を供給し、その名称を普及させたインテルに対しては訴訟を提起していた。

サイオンの発表によると、訴訟は友好的な合意によって和解し、この合意の下で、サイオンは「Netbook」の商標登録をすべて自主的に取り消す。また、過去、現在、未来の「Netbook」の使用につ

いて、第三者に対するすべての権利を放棄する。さらに、両社のいずれも、いかなる責任も負わない、としている。

なお、和解に対する金銭的条件などは公表されていない。

## 米大統領、VIZIOなどの

### 船井電機特許侵害認めたITC決定承認

船井電機は6月10日、VIZIOなど11社が同社のデジタルテレビ関連の米国特許を侵害していると認定した米国際貿易委員会 (ITC) の決定が、オバマ大統領により承認された。これにより、ITCの排除命令が確定し、VIZIOなど11社は特許侵害と認定されたデジタルテレビの米国へ輸入および販売が禁止された。

ITCは今年4月10日、VIZIOなどが船井電機のデジタルテレビ関連の特許を侵害しているとして、対象製品の輸入・販売を差し止める最終決定を下しているが、米国関税法では、このITC決定から最長60日間、大統領がITC決定を確認するための期間を設けている。しかし、大統領からの異議はなく、この確認期間は6月9日で終了。ITCの排除命令が確定して、VIZIOなど11社は特許侵害と認定されたデジタルテレビの米国への輸入、米国での販売が禁止された。

対象となる11社は、米Vizio, Inc.、台湾Amtran Technology Co., Ltd.、香港Proview International Holdings, Ltd.、中国Proview Technology (Shenzhen) Co., Ltd.、米Proview Technology, Inc.、香港TPV Technology, Ltd.、米TPV International (USA), Inc.、台湾Top Victory Electronics (Taiwan) Co., Ltd.、米Envision Peripherals, Inc.、米Syntax-Brilliant Corp.、台湾Taiwan Kolin Co., Ltd.となっている。

VIZIOは、この事態を受け同日コメントを発表。船井電機特許が米特許商標局 (USPTO) により拒絶されているため特許侵害の意味がないと考えていると主張。一方で、VIZIOは特許を侵害する機能を除いたチップセットを用いたテレビも製造、販売しており、ユーザーはVIZIO製品の継続的な供給を受けられるとしている。

なお、VIZIOは5月21日、船井電機と子会社に対する特許侵害訴訟をバージニア州東部地区連邦地裁に提起している。

## その他

### (1) 東芝、DVD記録ディスク特許侵害で

米イメーションなど8社を米連邦地裁に提訴  
[http://news.braina.com/2009/0515/judge\\_20090515\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0515/judge_20090515_001_.html)

### (2) 同じ携帯向け掲示板サービス利用した

違法楽曲配信による逮捕・送検3件続く  
~著作権侵害の温床と、警察、JASRACが運営事業者に警告~  
[http://news.braina.com/2009/0601/enter\\_20090601\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0601/enter_20090601_001_.html)

### (3) ヤマハ発動機、アイエイアイに対する

産業用ロボット関連特許侵害訴訟を大阪地裁に提起  
[http://news.braina.com/2009/0604/judge\\_20090604\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0604/judge_20090604_001_.html)

### (4) 日本ファルコム、ゲーム楽曲の無償利用を認めるフリー宣言 ~コピーライト表記条件にゲーム用や有料配信除き無償利用可~

【参考】ファルコム音楽フリー宣言  
[http://www.falcom.co.jp/music\\_use/](http://www.falcom.co.jp/music_use/)

### (5) ACCS、全国の知事と政令市市長にソフトウェア管理徹底要請 ~3月に奈良市で約600本、5月に石川県で約550本のソフトウェア庁舎内で不正使用との事実を踏まえ、管理徹底を要請する文書と管理手法をまとめた「ソフトウェア管理再点検セット」を送付~

[http://news.braina.com/2009/0610/enter\\_20090610\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0610/enter_20090610_001_.html)



## コラム

### 早稲田セミナー特別講演会のご報告

去る2009年4月3日(金)に、当社代表の佐原が早稲田セミナー大宮校にて特別講演をさせていただきました。これから弁理士を目指そうという方、特許業界に就職をしようと考えている方を対象に「さいたまの知財活動最新事情」というテーマで埼玉県での知財活動の最新事情について講演をさせていただきました。埼玉県内から多くの方にご参加いただき、大変熱心に聞いて頂きました。ご参加いただいた皆様、また、ご協力いただきました早稲田セミナー大宮校様に感謝申し上げます。